

中小企業振興に係る条例案検討会

座長 尾崎 要二	副座長 前芝 雅嗣
尾崎 太郎	富安 民浩
新島 雄	岸本 健
服部 一	花田 健吉
平木 哲朗	谷 洋一
片桐 章浩	浦口 高典
雑賀 光夫	多田 純一

和歌山県は、事業所のほとんどを中小企業が占める中小企業立県であり、本県にとって、中小企業は県経済や地域社会を牽引する原動力と言えます。県議会では、そのような重要な役割を担う中小企業を振興することにより、本県経済の持続的な発展と県民生活の向上を実現することを目的とした、議員提案による「和歌山県中小企業振興条例」(仮称)の制定に向け、現在、検討を重ねています。

このほど、条例の検討内容をまとめた「あらまし」を作成しました。この「あらまし」について、県民の皆さんにご意見をいただき、よりよい条例にしていきたいと考えています。

ご意見の募集は、下記のとおり行います。ぜひ、ご意見をお寄せください。

県民意見募集

和歌山県中小企業振興条例(仮称)

和歌山県中小企業振興条例(仮称)の内容

目的

本県経済において重要な役割を果たす中小企業の振興に関して、「基本理念」、「県をはじめとする関係者の責務・役割」、「県の施策の基本事項」を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、本県経済の持続的な発展と県民生活の向上に寄与することを目的とします。

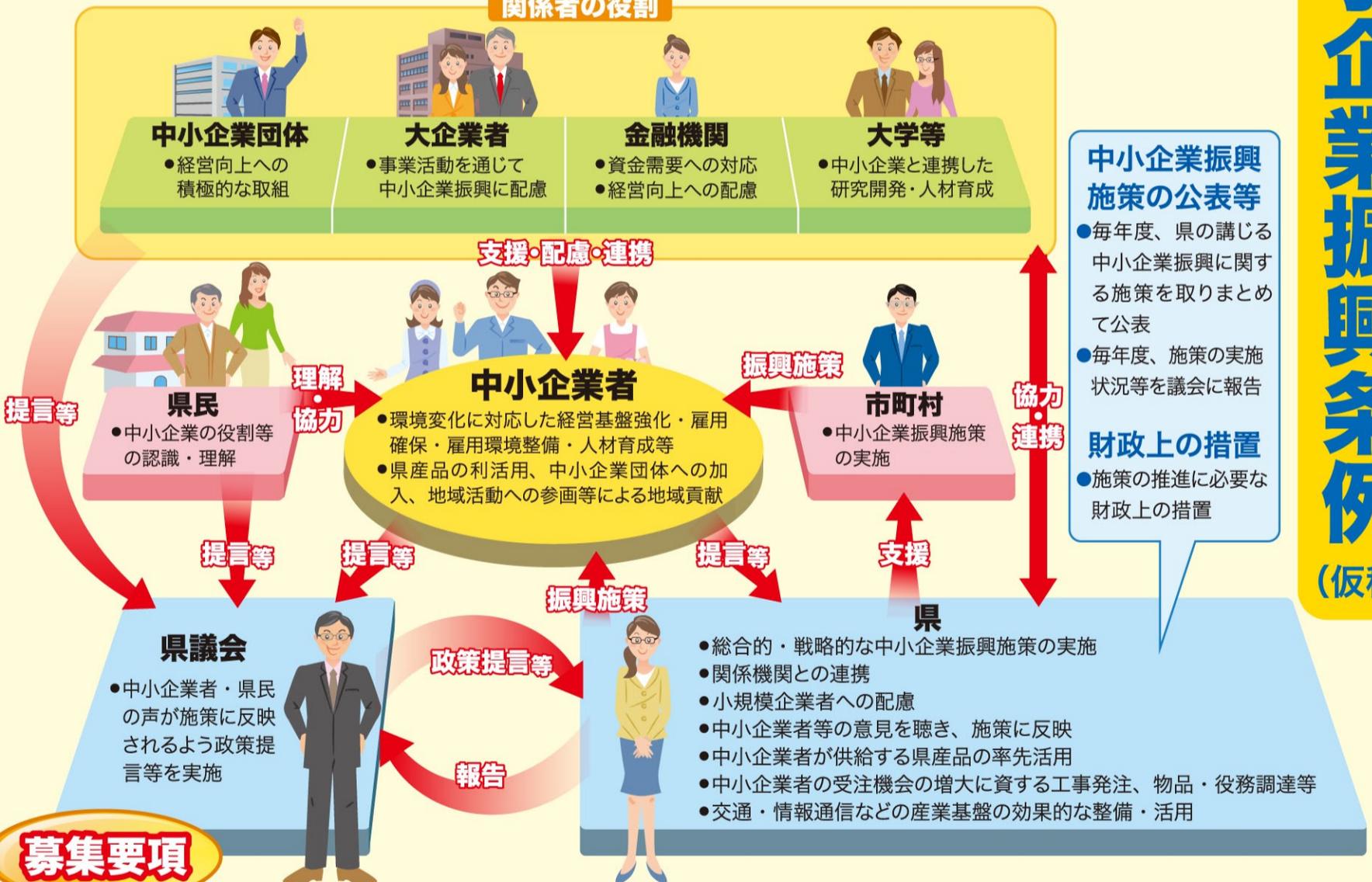
基本理念

- ①中小企業者の創意工夫及び自主的な努力が促進されることを基本とし、その成長が図られること
- ②中小企業が地域経済の活性化及び雇用の創出に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識を持つこと
- ③地域に集積された豊富な人材や優れた技術のほか、豊かな自然や歴史、文化といった観光資源及び農林水産物など、本県が有する地域資源の活用を図ること

基本方針

- ①経営革新の促進及び経営基盤の強化
- ②製品開発及び販路開拓の支援
- ③創業及び新たな事業の創出の促進
- ④事業活動を担う人材の育成及び確保
- ⑤資金供給の円滑化
- ⑥知的財産の活用及び産学官連携
- ⑦国際的視点に立った事業展開の促進
- ⑧中小企業者の事業活動の振興に資する企業誘致の促進
- ⑨農工商連携及び6次産業化並びに医療福祉分野等との連携の促進
- ⑩まちの賑わいにつながる商業振興の促進
- ⑪中小企業者の製品や技術等に関する情報の発信

関係者の役割



募集要項

①募集期間 平成25年8月10日(土)から8月31日(土)まで

②詳しい内容は…

和歌山県議会ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/>

- 県の機関でも条例のあらまし等を配付しています。
 - ・ 県議会事務局政策調査課・図書室(県庁議会棟・北別館2階)
 - ・ 県情報公開コーナー(県庁本館2階)
 - ・ 各振興局地域振興部企画産業課

③ご意見の提出方法

ご意見は、住所・氏名を明記の上、次のいずれかの方法でお送りください。様式は自由です。

●Eメール: e2003001@pref.wakayama.lg.jp

●ファクシミリ: 073-441-3581

●郵送: 〒640-8585

(宛先住所の記載は不要です。)

和歌山県議会事務局 政策調査課 政策班

* 電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。Eメールをご利用いただけると幸いです。

④ご意見の取扱い

いただいたご意見は、個別にお返事はいたしません。取りまとめの上、ご意見とその回答を県議会ホームページで公表させていただきます。

なお、住所・氏名などの個人情報は公表いたしません。

また、いただいた情報については、本意見募集以外の目的に使用することはありませんので、安心してご意見をお寄せください。

お問い合わせ先 県議会事務局 政策調査課 政策班(直通電話)073-441-3580